

## 富士宮市立柚野小中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、柚野小中学校すべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

### 1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

多様性が求められる現代社会においても、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等といった諸課題が、いじめと同じ地平で起こる可能性があります。したがって、いじめへの対応は学校における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題として、組織的に対応することが必要になります。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「多様性を排除しない環境を創る」という意識を大切にするとともに、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめと対峙していくことが重要であると考えます。

### 2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめを防止するには、日頃から人権尊重の理念に基づいた生徒指導が重要であり、以下の基本方針に沿った指導をしていきます。

#### 〈基本方針5箇条〉

- ・教職員は、一人一人の児童生徒を肯定的に捉え、良さを認め可能性を引き出します。
- ・教職員は、児童生徒のあらわれを多面的・多角的に捉え、生徒理解に努めます。
- ・学校は、誰にとっても安心で居場所のある学級作りに努めます。
- ・学校は、自浄作用の働く集団の育成を目指し、日頃から児童生徒の問題解決能力を育てます。
- ・学校は、保護者に対して、児童生徒の学校でのあらわれや対応を積極的に知らせ、協力を求めます。

とりわけ、いじめ問題は、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。（☆は小中共通の取組例、◇は中学校の取組例）

#### （1）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。  
☆職員会議・生徒指導部会でのいじめについての研修・情報共有  
☆スクールカウンセラーによる研修
- 児童生徒に対して、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。  
☆いじめについての訓話（生徒指導ガイダンスや全校集会等）

#### （2）いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は児童生徒理解を深め、児童生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団を作るよう努めます。  
☆教育相談の実施  
☆スクールカウンセラーによる面談の実施

- ◇三行日記の実施
- 児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができると感じる「居場所」としての学年や学級を作ります。
    - ☆人間関係づくりプログラムとアンケートの継続実施
    - ☆行事の振り返りで仲間を賞賛する場の設定
  - ◇生徒の良さを認め合う掲示物や学級通信の作成
  - 授業の中での規律を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、すべての児童生徒が参加、活躍の場が与えられる授業を工夫するよう努めます。
    - ☆「分かる授業」を目指した授業研修・小中合同研修の実施
    - ☆生徒指導が機能(自己決定、自己存在感、共感的人間関係)した「学び合い」の授業の実践
  - 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとれることができる機会を提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努めます。
    - ☆小中合同行事による小中学生の関わり合いの場の設定
    - ☆学級や行事で一人一役を与え、互いに認め合える取組

### (3) 児童生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、児童生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
  - ☆自分たちの問題を自分たちで解決する話し合い活動の実施
  - ◇いじめについて考え議論する活動の実施(学級活動や生徒総会の議案等)
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、児童生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。
  - ☆小中共通重点項目の設定(思いやり(感謝)、自主・自律)
- 柚野小中の連携活動を通して、思いやることや感謝することの実体験を通して、相手の立場や気持ちを思いやる態度を育てます。

## 3 いじめへの対処に向けた取組

### (1) 早期発見

- 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
  - ☆欠席した児童生徒への電話連絡・家庭訪問
- たとえ小さな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。
  - ☆気になる児童生徒の情報交換
  - ◇生徒指導記録の蓄積と共有
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、実態把握に取り組むとともにいじめを訴えやすい体制を整えます。
  - ☆人間関係づくりプログラムアンケート(年4回)
  - ☆いじめアンケート(年3回)の実施
  - ◇一人一人への教育相談(年3回)の実施

- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、児童生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
  - ☆養護教諭が全校の欠席状況を管理職に毎日報告
  - ☆保健室来室者の情報共有
  - ☆スクールカウンセラー来校日の広報

## (2) 即時対処と組織対応

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員で情報を共有し、組織として対応をします。
  - ☆気になる児童生徒の表れの報告・連絡・相談の徹底
- いじめが確認された場合は、いじめの態様等に即した対策チームを編成して、いじめをやめさせ、必要に応じて専門家の協力を得ながら再発を防止する措置をとります。
  - ☆いじめ対策委員会の設置及び指導記録を小学校から中学校へつなげる
- 家庭や地域と連携し、被害児童生徒や、報告した児童生徒の安全を確保します。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

## 4 家庭・地域との連携

- 学級懇談会等の開催、学校だより等の各種便りの発行、ホームページ等を通して、いじめ防止対策や対応について広報し、協力を求めます。
  - ☆学校評議員会での協力依頼
- インターネットなど各種SNSによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
  - ☆情報モラル講座(校内外における情報機器の使用方法等)の実施
  - ☆生徒指導便り、保健便り等によるネットの使い方の注意
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒の保護者に事実関係を伝えるとともに、児童生徒の安全を確保します。また、いじめを行った児童生徒の保護者に連絡し、適切な対応が行えるよう助言を行います。

## 5 教育委員会や関係機関等との連携

- スクールカウンセラーや不登校対策支援員と情報を共有し、連携して未然防止に努める。
- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 いじめ対策委員会の組織について

- いじめの重大事態が発生した場合には、ただちにいじめ対策委員会を開催し、対応します。委員会のメンバーは以下の通りです。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、**学級担任**、養護教諭、PTA 会長、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

## 7 年間の取組計画について

### 令和6年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立柚野小中学校

月	対象			内 容	場面/方法	小中連携
	職員	児生	保地			
4		<input type="checkbox"/>		いじめ防止基本方針掲載・周知	H.P 学校便り	☆
		<input type="checkbox"/>		生徒指導ガイダンス	学級指導(全体)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		情報モラル講座	特別活動	
		<input type="checkbox"/>		学校経営方針説明(人権尊重・学級づくり)	PTA総会	☆
		<input type="checkbox"/>		人間関係づくりプログラム1・第1回アンケート	学級活動	☆
5		<input type="checkbox"/>		学級の諸問題を解決するための話し合い活動(年間を通して行う)	学級活動	
		<input type="checkbox"/>		宿泊行事における心構え、全体指導、振り返り	特別活動	
				人間関係づくりプログラム2	学級活動	☆
		<input type="checkbox"/>		いじめについて考える集会	学級活動(全体)	
6		<input type="checkbox"/>		いじめ実態アンケート・教育相談	学級活動	☆
		<input type="checkbox"/>		スクールカウンセラ一面談(年間を通して行う)	学級活動	
		<input type="checkbox"/>		学校評議員への説明・要請	評議員会	☆
		<input type="checkbox"/>		人間関係づくりプログラム3	特別活動	☆
7		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校評価アンケート実施		☆
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夏季休業指導(情報モラルについての啓発)	学級指導(全体)	☆
		<input type="checkbox"/>		人間関係づくりプログラム4・第2回アンケート	学級活動	☆
			<input type="checkbox"/>	面談で保護者、教員間の情報共有	保護者面談	☆
			<input type="checkbox"/>	学校評価アンケート集約と分析	小中三部会	☆
8	<input type="checkbox"/>			1学期評価から、計画の修正及び改善	職員会議、小中三部会	☆
	<input type="checkbox"/>			いじめについて考える研修(SCと連携)	職員会議	
9		<input type="checkbox"/>		学校行事(柚香祭)を迎えて 振り返り	特別活動	
10		<input type="checkbox"/>		いじめについて考える活動(話し合い等)	生徒会活動	
		<input type="checkbox"/>		学校行事(運動会)を迎えて 振り返り	特別活動	☆
11		<input type="checkbox"/>		いじめ実態アンケート・教育相談	学級活動	
		<input type="checkbox"/>		人間関係づくりプログラム第3回アンケート	特別活動	☆
12		<input type="checkbox"/>		人権週間と合わせ児童会・生徒会活動実施	特別活動	
		<input type="checkbox"/>		三者面談で保護者、教員間の情報共有	保護者面談	
		<input type="checkbox"/>		冬季休業指導(情報モラルについての啓発)	学級指導(全体)	☆
		<input type="checkbox"/>		学校評価アンケート集約と分析	小中三部会	
1	<input type="checkbox"/>			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議、小中三部会	☆
	<input type="checkbox"/>			学校の諸問題を解決するための話し合い活動	学級活動	☆
2	<input type="checkbox"/>			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議、小中三部会	☆
	<input type="checkbox"/>			いじめ実態アンケート・教育相談	学級活動	☆
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		心と体の健康チェック(たくましい心身育成部)	学級指導、小中三部会	☆
	<input type="checkbox"/>			1年間の振り返り(友だちの良いとこ探し)	特別活動	
年間		<input type="checkbox"/>		生徒指導部会(生徒指導に係る情報交換) 毎週水曜日	生徒指導部会	
		<input type="checkbox"/>		スクールカウンセラ一面談(年間を通して行う)	学級活動	☆

